

(マイナンバーカード交付枚数(想定))

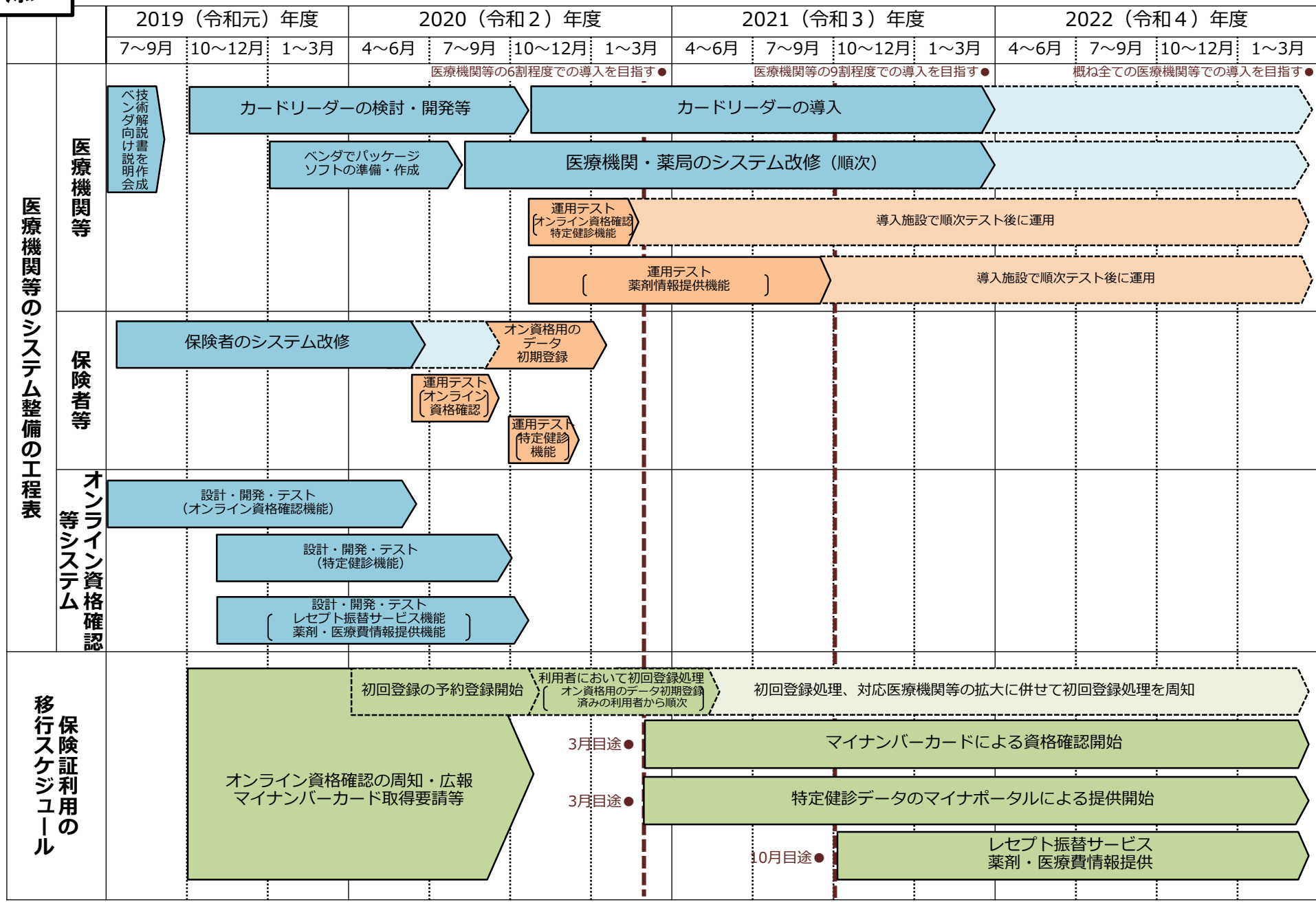
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

(マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

別添2 医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール（案）

デジタル・ガバメント関係会議
（第5回）（令和元年9月3日）会議資料



※令和元年度厚生労働省委託調査研究事業における検討内容を踏まえ厚生労働省保険局において作成。

各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策等（総括）

1. マイナンバーカードの取得、移行スケジュール

- 各保険者では、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録（保険証としての登録）の促進に取り組む。
- 国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、令和元年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

2. マイナンバーカードの取得促進等の具体的取組

- 令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として本格的に利用できるよう、各保険者において、健康保険証の発行時や更新時をはじめ、様々なチャネル（医療費通知や健診受診表の送付、機関誌等）を用いて、事業主、加入者等へのカードの取得と初回登録の促進を行う。
- 保険者・事業主が主催するイベント（健診会場、健康づくりイベント）等において、マイナンバーカード取得に関するポスター・リーフレット等を活用した周知広報や、市区町村における出張申請サービスを活用した取得申請の支援に取り組む。
- 国家公務員及び地方公務員等では、交付申請書の配布により、被保険者による取得申請を支援し、一斉取得に取り組む。
- 市町村国保、後期高齢者医療広域連合では、市町村のマイナンバー担当課との連携を強化し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報や、未取得者へのカードの取得申請の支援に取り組む。

3. カード取得状況のフォローアップ

- 各保険者において、保険者の規模や構成を踏まえ、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録の進捗状況について定期的にアンケート調査等を行い、事業主等を通じた未取得者へのカード取得と初回登録の働きかけなど、フォローアップを行う。
- 各保険者では、被保険者のカード取得状況をフォローアップした上で、他保険者等におけるベストプラクティス（出張申請サービスの活用、交付申請書の配布等）を活用するなど、必要な対策を講じる。

（※）初回登録の進捗は、支払基金に登録される各保険者別の初回登録の情報を、厚生労働省が定期的に把握し、各保険者に共有する方法を想定。

- 健康保険組合(約10万事業所(事業主):加入者約2,950万人)では、以下の取組により、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【健康保険組合】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

事業主(企業)と加入者(従業員等)向けに、健康保険組合の規模や構成(単一型、総合型)に応じた手段を用いて、順次、オンライン資格確認に関する周知広報及びマイナンバーカードの取得要請を行う

【事業主(企業)への働きかけ】

- ・健康保険料の納入告知書など、定期的な文書送付の機会を捉まえて、従業員へのオンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼
 - 事業主(企業)における協力の例としては、新入社員等への保険証交付時や新入社員向け研修会での周知、従業員向けに発行している広報誌等への特集記事の掲載等が考えられる
- ・企業の事務担当者を対象とした説明会で従業員に対するオンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼
- ・市区町村が実施する出張申請サービスの活用の依頼

【加入者への働きかけ】

- ・ホームページや加入者向けに発行している広報誌等にオンライン資格確認やマイナンバーカード取得に関する情報を掲載
- ・医療費通知や特定健診受診券の送付時におけるオンライン資格確認の周知とマイナンバーカード取得の要請
- ・(自前の健診機関を保有している組合は)健診の実施に合わせた出張申請サービスの活用
- ・組合が主催する各種イベント(スポーツ大会、ウォーキング大会、セミナー等)開催に合わせた出張申請サービスの活用

●フォローアップ

- ・業所管官庁によるアンケート調査等にあわせて、健康保険組合における取得状況等についてのアンケート調査等を実施
- ・各保険者におけるベストプラクティスを活用するなど、被保険者の申請・取得状況を踏まえ、必要な対策を講ずる。

【厚生労働省】

- ・初回登録の進捗については、保険証としての登録の進捗を厚生労働省が支払基金の情報を元に定期的に把握し、保険者と共有する。
- ・被用者保険において、オンライン資格確認及びマイナンバーカード取得促進を円滑に進めていくためには、事業主(企業)の理解と協力が不可欠。そのため、国からも主要経済団体等を通じてアプローチ。

- 全国健康保険協会(約220万事業所(事業主):加入者約3,940万人)では、以下の取組により、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【全国健康保険協会(協会けんぽ)】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

事業主(企業)と加入者(従業員等)向けに、順次、オンライン資格確認に関する周知広報及びマイナンバーカードの取得要請を行う

【事業主(企業)への働きかけ】

- ・健康保険料の納入告知書など、定期的な文書送付の機会を捉まえて、従業員へのオンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼
 - 事業主(企業)における協力の例としては、新入社員等への保険証交付時や新入社員向け研修会での周知、従業員向けに発行している広報誌等への特集記事の掲載等が考えられる
- ・企業の事務担当者を対象とした説明会で従業員に対するオンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼
- ・市区町村が実施する出張申請サービスの活用の依頼

【加入者への働きかけ】

- ・ホームページ等にオンライン資格確認やマイナンバーカード取得に関する情報を掲載
- ・医療費通知や特定健診受診券の送付時におけるオンライン資格確認の周知とマイナンバーカード取得の要請
- ・協会けんぽが主催する各種イベント(健診会場、健康づくりイベント等)開催に合わせた出張申請サービスの活用

●フォローアップ

- ・業所管官庁によるアンケート調査等にあわせて、協会けんぽにおける取得状況等についてのアンケート調査等を実施
- ・各保険者におけるベストプラクティスを活用するなど、被保険者の申請・取得状況を踏まえ、必要な対策を講ずる。

【厚生労働省】

- ・初回登録の進捗については、保険証としての登録の進捗を厚生労働省が支払基金の情報を元に定期的に把握し、保険者と共有する。
- ・被用者保険において、オンライン資格確認及びマイナンバーカード取得促進を円滑に進めていくためには、事業主(企業)の理解と協力が不可欠。そのため、国からも主要経済団体等を通じてアプローチ。

- 市町村国保(被保険者約3000万人)及び国民健康保険組合(162組合:被保険者約280万人)では、以下の取組により、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【市町村国保】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・市町村のマイナンバーカード発行担当部局と国保・高齢者医療担当部局との連携を強化した上で、
 - ✓ 未取得者への取得勧奨の共同実施や窓口での初回登録に係る協力体制の構築等
 - ✓ 被保険者証の更新時等においてマイナンバーカード未取得者である国保被保険者が存在する世帯に対する個別の取得勧奨
 - ※ リーフレット、申請書類の送付 など
- ・資格取得届等の書類提出のための来訪者に対する取得勧奨
- ・健康診断や健康づくり事業等の主催イベントにおける取得勧奨、職員の出張申請窓口の開設
- ・被保険者証の更新時(概ね1～2年毎)、医療費通知、広報誌等の発送時における取得勧奨

●フォローアップ

- ・市町村国保における初回登録の進捗状況等について、制度の規模や構成を踏まえ、アンケート調査等を実施
- ・各保険者におけるベストプラクティスの横展開を推進

【国民健康保険組合】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・資格取得届等の書類提出時における事業主、被保険者本人に対する取得勧奨
- ・健康診断や健康づくり事業等の主催イベントにおける取得勧奨、市町村職員の出張申請窓口の開設協力
- ・被保険者証の更新時(概ね1～2年毎)、医療費通知、広報誌等の発送時における取得勧奨
- ・国民健康保険組合に加入する事業主(事業所)との協力体制の構築 ※ 従業員への周知要請、初回登録のための機器類の準備・貸し出し など

●フォローアップ

- ・業所管官庁によるアンケート調査等にあわせて、国民健康保険組合における取得状況等についてのアンケート調査等を実施
- ・各保険者におけるベストプラクティスを活用するなど、被保険者の申請・取得状況を踏まえ、必要な対策を講ずる。

【厚生労働省】

- ・初回登録の進捗については、保険証としての登録の進捗を厚生労働省が支払基金の情報を元に定期的に把握し、保険者と共有する
- ・都道府県を通じて、市町村及び国民健康保険組合における取得等の促進を依頼、他保険者における取組を紹介
- ・国民健康保険組合の設立母体である各業界団体、関係団体への協力依頼

- 後期高齢者医療制度(被保険者約1800万人)では、以下の取組により、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【後期高齢者医療制度】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・市町村のマイナンバーカード発行担当部局と国保・高齢者医療担当部局との連携を強化した上で、
 - ✓ 未取得者への取得勧奨の共同実施や窓口での初回登録に係る協力体制の構築等
 - ✓ 被保険者証の更新時等においてマイナンバーカード未取得者である後期高齢者医療制度の被保険者に対する個別の取得勧奨 ※ リーフレット、申請書類の送付 など
- ・資格取得届等の書類提出のための市町村窓口来訪者に対する取得勧奨
- ・健康診断や健康づくり事業等の主催イベントにおける取得勧奨、市町村の出張申請窓口の開設協力
- ・被保険者証の更新時(1年又は2年毎)、保険料額決定通知書、医療費通知、広報誌等被保険者あて通知の発送時における取得勧奨

●フォローアップ

- ・後期高齢者医療制度における初回登録の進捗状況等について、アンケート調査等を実施
- ・各保険者におけるベストプラクティスを活用するなど、被保険者の申請・取得状況を踏まえ、必要な対策を講ずる。

【厚生労働省】

- ・初回登録の進捗については、保険証としての登録の進捗を厚生労働省が支払基金の情報を元に定期的に把握し、保険者と共有する。
- ・後期高齢者医療制度における上記の取得等の促進を依頼、他保険者における取組を紹介

- 国家公務員等の共済組合員約80万人・被扶養者約80万人を対象に、令和3年3月から本格運用されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。また、令和3年3月からの健康保険証利用に向けて初回登録を促進する。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【各府省等・各国家公務員共済組合】

●マイナンバーカードの取得の推進に向けた取組

各府省等の国家公務員等及びその被扶養者に対し、オンライン申請や申請支援等を通じて、速やかにマイナンバーカードを取得するよう勧奨し、以下のとおりマイナンバーカードの取得推進及びPRを実施する

【各府省等】

- ・国家公務員等に対し、被扶養者も併せて、令和元年度中のマイナンバーカードの取得を勧奨
- ・マイナンバーカードの申請・取得状況について確認
- ・新規採用職員についても、採用時まで全ての者がマイナンバーカードを取得済となることを目指して、採用時点より前の段階からマイナンバーカードの取得を勧奨
- ・イントラネット・メール配信・各府省等の広報誌や部内広報などで積極的にマイナンバーカードの利便性や安全性、健康保険証（共済組合員証）としての使用等の理解促進を実施

【各国家公務員共済組合】

- ・組合員等の氏名・住所等を予め記入した交付申請書や申請用封筒等を作成し、それぞれに配布することにより、マイナンバーカードの申請を支援
- ・共済関連の広報誌・パンフレット・ホームページなどで積極的にマイナンバーカードの利便性や安全性、健康保険証（共済組合員証）としての使用等の理解促進を実施

●フォローアップ

- ・令和元年12月末、令和2年3月末時点の申請・取得状況について把握
- ・申請・取得状況を逐次把握することを通じて、未申請・未取得者に対し効果的な勧奨を行う

【内閣官房・財務省】

- ・令和元年7月30日付で事務連絡を発出し、各府省等へマイナンバーカードの一斉取得の推進について依頼
- ・各府省等の申請・取得状況を踏まえ、必要な対応を講ずる

- 地方公務員（一般行政部門）の共済組合員約161万人・被扶養者約153万人を対象に、令和3年3月から本格運用されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。また、令和3年3月からの健康保険証利用に向けて初回登録を促進する。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合】

●マイナンバーカードの取得の推進に向けた取組

- ・個人番号カード交付申請書に組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の氏名・住所等を印字し職場へ送付
- ・本年度中のマイナンバーカードの一斉取得の推進について保険者として組合員等へ広く周知するため、次に示すような広報媒体等を通じてPRを積極的に実施
 - ✓ 共済関連の広報誌・パンフレット等の書面媒体
 - ✓ 共済組合のホームページ
 - ✓ 地方公共団体のイントラネット
 - ✓ 「医療費のお知らせ」に併せたマイナンバーカード取得案内の封入

【地方公共団体】

●マイナンバーカードの取得の推進に向けた取組

- ・共済組合から送付された交付申請書を職場を通じて組合員等に配付し、職場を通じて申請
- ・オンライン申請等によるマイナンバーカード申請についても職場を通じて働きかけ
- ・令和2年度4月以降の新規採用職員について、採用時には全ての職員がマイナンバーカードを取得済となることを目指して、採用時点より前の段階からマイナンバーカードの取得を勧奨

●フォローアップ

- ・職場を通じた申請により組合員等のマイナンバーカード申請状況を把握し、申請・取得が進むよう適宜勧奨

【総務省】

●マイナンバーカードの取得の推進に向けた取組

- ・自らが先頭に立ち、地方団体の会議で首長に対して協力を要請
- ・地方公共団体の事務担当者向け会議やヒアリング等においても協力を要請
- ・共済組合及び地方公共団体に対して、一斉取得の推進に向けた協力を依頼する通知を令和元年6月28日付で発出

●フォローアップ

- ・各地方公共団体における現状の取得状況、令和元年10月末・12月末・令和2年3月末時点の申請・取得状況を把握
- ・各地方公共団体の申請・取得状況を踏まえ、必要な対応を講ずる

- 公立学校共済組合は、組合員94万人、被扶養者73万人。
全国1,700自治体が設置する公立幼・小・中・高校は全国3万8千校で全国に分散。
- 学校の場合、夏・冬・春に長期休業期間(年間50日程度)があり、教員が集中的にマイナンバーカードを取得しやすい勤務形態。
- 組合員94万人・被扶養者73万人を対象に、令和3年3月から本格運用されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。また、令和3年3月からの健康保険証利用に向けて初回登録を促進する。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【公立学校共済組合】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・「啓発ポスター」「ホームページの特設コーナー」「広報誌」などにより組合員にダイレクトに働きかけ
 - 部活の引率や研修等で遠方への出張が少なくない教員については、遠方に出張中の急な発病により初診の病院に入院してもマイナンバーカードで受診すれば過去の薬の投与歴などが初診の病院でも把握でき適切な治療等が受けられるとの説明が有効。

啓発ポスター配布



各学校に啓発ポスターを配布
(7/25：38,000部)

ホームページの開設



公立学校共済組合HP開設

広報誌「共済フォーラム」



9月・12月に全組合員に配布。
カード申請方法等を掲載

【文部科学省】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・教育委員会宛ての通知、教育委員会連合会・小・中・高校等の校長会等を通じて長期休業期間中を中心に「マイナンバーカード月間」「マイナンバーカードウィーク」を設けるなどにより、マイナンバーカード取得を促進。
 - 8月を「マイナンバーカード月間」として、教員が夏休み期間(特に、学校閉庁日)を活用したマイナンバーカード取得の促進を図るとともに、総務省自治行政局とも連携して学校への出張申請サービス^{しょうよう}・出張窓口の開設を推進。
 - 現在、各学校においてマイナンバーカード取得を^{しょうよう}。
- ・組合員証の検認、年末調整、人間ドックや健康診断の申込などの機会を捉えてマイナンバーカード取得を^{しょうよう}。
- ・別途、関係団体等への働きかけについても検討。

●フォローアップ

- ・文部科学省として、12月末及び3月末時点において、各教育委員会を通して組合員・被扶養者のマイナンバーカードの申請・取得状況を調査し、必要な対応を講ずる。

- 警察共済組合には、国家公務員である警察庁内部部局、地方機関等の職員、地方公務員である47都道府県警察の職員及び警察共済組合職員が加入。
- 組合員約30万人・被扶養者約39万人を対象に、令和3年3月から本格運用されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。また、令和3年3月からの健康保険証利用に向けて初回登録を促進する。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【警察庁】

● マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・ 警察庁の各課・各機関、各都道府県警察及び警察共済組合に対し、組合員等によるマイナンバーカードの取得について、以下にも留意した周知及び勧奨を行うよう通知したほか、イントラネット等により周知。

- ＊ 交付に要する期間に留意した早期の交付申請
- ＊ オンライン申請や勤務先における一括申請の活用
- ＊ 新たに組合員等になる者に対する取得の勧奨

- ・ 今後も、部内の会議、イントラネット、メール配信等により、積極的にマイナンバーカードの取得や健康保険証利用について周知。

● フォローアップ

令和元年12月末及び2年3月末時点において取得状況のフォローアップを行い、未申請・未取得者に対して効果的に勧奨を実施するなど、必要な対応を講ずる。

【警察共済組合】

- ・ 警察共済組合本部から各支部に対し、組合員等によるマイナンバーカードの取得促進について依頼。
- ・ 組合の広報誌等において、マイナンバーカードの取得や健康保険証利用について掲載し、組合員等の理解を促進。

- 日本私立学校振興・共済事業団(私学共済加入者58万人・被扶養者34万人)では、以下の取組により、デジタル・ガバメント閣僚会議において示される交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの加入者等がマイナンバーカードを取得することを想定して、加入者等のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【日本私立学校振興・共済事業団】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

学校法人向けと加入者向けに、加入者証の新規発行時等におけるマイナンバーカードの取得要請をはじめ、以下の手段を用いて、順次、マイナンバーカードの取得要請及びオンライン資格確認に関する周知・広報を行う

【学校法人向け】

- ・事業団より、学校法人に対し、健康保険証のマイナンバーカードへの円滑な移行に関する加入者への情報提供、マイナンバーカード取得促進の取組及び取得状況等の把握を要請
- ・ホームページ及び学校法人向け広報誌「月報私学」において、健康保険証のマイナンバーカードへの移行等に関する情報提供とともに、加入者及び被扶養者のマイナンバーカードの取得促進を要請、関連情報を掲載(学校法人における一斉取得の取組や市区町村における出張申請サービスの活用など)
- ・学校法人事務担当者等を対象とした事務担当者連絡会(年2回開催)で加入者のマイナンバーカード取得に関する説明、周知及び市区町村における出張申請サービスの活用の依頼

【加入者向け】

- ・ホームページ及び加入者向け広報誌「レター」においてマイナンバーカードの取得を要請、関連情報を掲載
- ・加入者への医療費通知や被扶養者への特定健診受診券の送付時にマイナンバーカードの取得を要請

●フォローアップ

- ・業所管官庁によるアンケート調査等にあわせて、事業団によるアンケート調査等により、学校法人における取得促進の取組みと取得状況を定期的に把握(事務担当者連絡会の活用)
- ・マイナンバーカードの保険証としての登録状況を日本私立学校振興・共済事業団が支払基金から情報提供を受けて、定期的に把握の上、必要な対策を講ずる
- ・マイナンバーカード取得促進策の他保険者等におけるベストプラクティスの横展開を推進

【文部科学省】

- ・関係団体等へマイナンバーカード取得の促進について依頼
- ・事業団の取組みや取得状況等について、定期的に把握するとともに、必要な対策を講ずる

- 令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
- マイナポイントによって、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

	対象者	令和元年度		令和2年度
		10月		
低所得者・ 子育て世帯向け プレミアム付商品券	・住民税非課税者 ・学齢3歳未満の子 (世帯主)	事業実施 (2019年10月～ 2020年3月末)		
中小・小規模事業者の 店舗での消費者への ポイント還元等の支援策	・キャッシュレス決済 手段を用いて支払 いを行う消費者等	事業実施 (2019年10月～2020年6月末)		
マイナポイント※1 を活用した 消費活性化策	マイナンバーカード を取得し、マイキー ID※2を設定した者 (要件の詳細は今後検討)			ポイント還元終了後 事業実施 (一定期間)

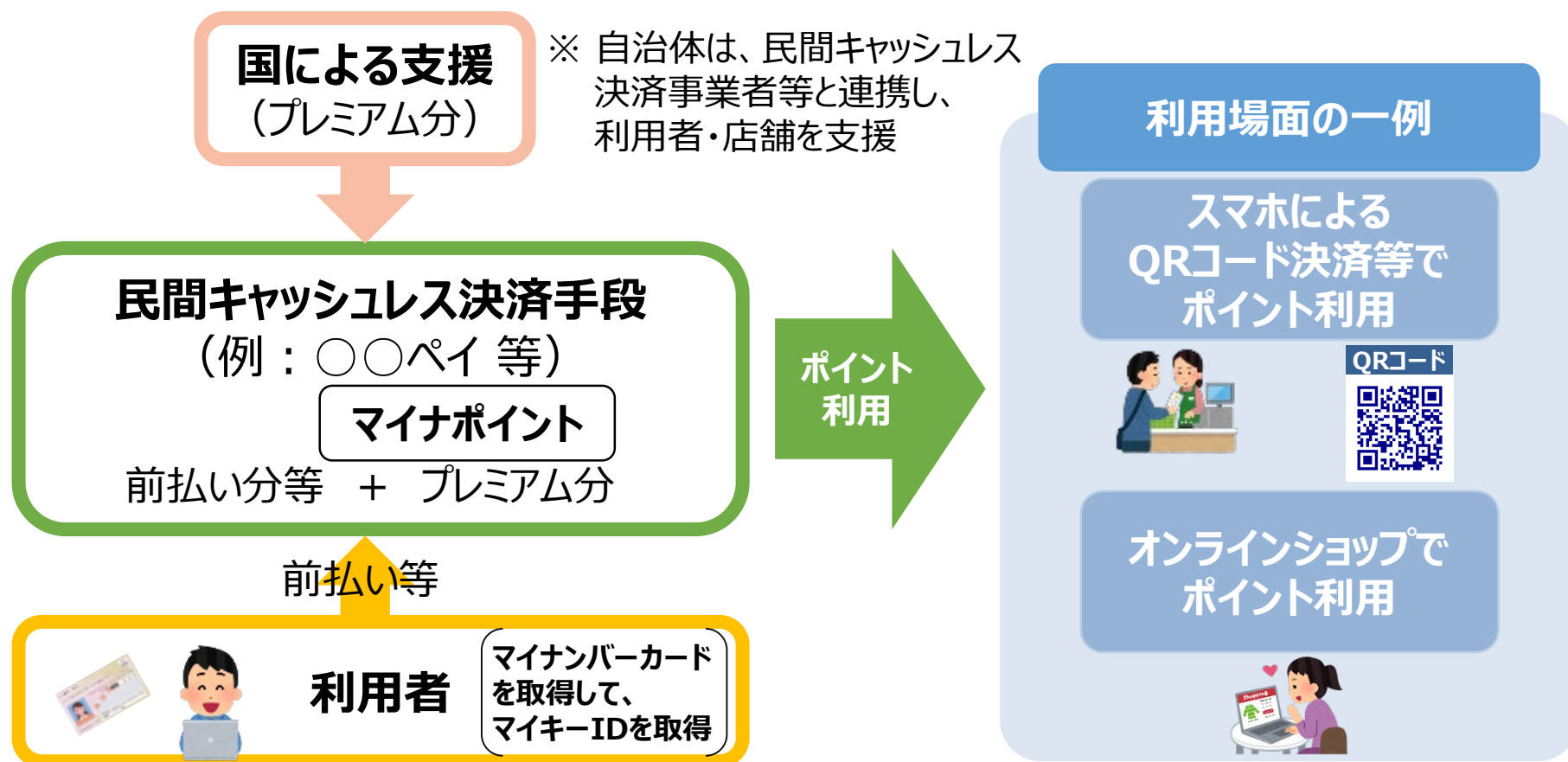
※1 マイナポイント:マイキーIDにより管理するポイント

※2 マイキーID:本人からの申請により付与されるIDで、マイナンバーとは別のID。広く行政サービスや民間サービスで利用可能。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について（検討の方向性）

- 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与。

仕組みのイメージ



これまでの取組

- 令和元年 6 月
～ 7 月 全都道府県での説明会で以下を要請
- ・ ①本年度中の地方公務員等のカード一斉取得、②市区町村への来庁機会を捉えた申請勧奨・申請受付、③出張申請受付の実施、④市区町村の交付円滑化計画の策定・進捗管理 等申請時来庁方式の導入状況・受付見込人数
- 同年 6 月28日 内閣府大臣官房番号制度担当室長・総務省自治行政局長通知等で要請

今後の取組（予定）

- 令和元年 9 月上旬 市区町村交付円滑化計画の策定通知を発出
同月12日 臨時・都道府県市町村担当課長会議の開催
同月中下旬 市区町村向けブロック説明会の開催
- 同年10月頃 市区町村交付円滑化計画の取りまとめ
- 同年11月～ 助言、フォローアップ等の実施

市区町村に策定を要請する交付円滑化計画のポイント

デジタル・ガバメント閣僚会議において示される予定の全体スケジュールにおけるマイナンバーカードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において下記事項を含む交付円滑化計画の策定を要請予定。

1. 交付枚数の想定

全体スケジュールにおけるマイナンバーカードの年度ごとの交付枚数想定に沿って、各市区町村の交付枚数の想定を記載。

2. 交付体制の整備

想定枚数の交付に必要な体制整備の予定を記載。具体的には、本庁・支所・臨時会場ごとの①窓口数、②職員配置数、③統合端末数、④土日・夜間開庁の予定を記載。

3. 申請受付等の推進

- (1) 想定に沿った交付を実現するための、①出張申請受付による申請受付や②申請時来庁方式、③それぞれの受付見込人数及び④申請サポートの予定を記載。

※ 企業等や公民館、大規模商業施設、病院・介護施設等、税務署、郵便局などにおける取組のほか
ハローワークや運転免許センター、地方出入国在留管理局におけるモデル事業の取組状況も記載。

- (2) 住民への周知・広報の実施予定を記載。

4. 補助金の交付対象経費の見込額

上記2及び3に必要な個人番号カード交付事務費補助金の対象経費の見込額を記載。

5. その他

- (1) 交付の滞留防止等のため、①交付申請受付件数、②交付前設定数、③交付通知書送付数、④交付枚数及びこれらの乖離状況を記載。
(2) マイキーIDの初期設定支援の予定を記載。

マイナンバーカードの申請・交付方法

方式	交付時来庁方式 (通常の交付方式)	申請サポート方式	申請時来庁方式	出張申請受付方式
申請方法	・郵送・スマホ・パソコン・証明用写真機などで申請	・顔写真撮影やオンライン申請支援など申請サポート ※民間事業者等でも実施可能	・行政手続などでの来庁時に申請を受付	・企業や商業施設等に 市区町村職員が出向き申請を受付
受取方法	市区町村窓口で受取り		本人限定郵便により自宅で受取り ※再度出向いての交付も可能	
イメージ	郵送又は オンライン申請 申請者 → 申請書 → 発行事業者 → 市区町村 → 申請者 申請サポート 交付時に本人確認		申請受付 申請者 → 申請書 → 市区町村 → 発行事業者 → 市区町村 → 申請者 本人限定受取郵便 申請時に本人確認	
取組例	全市区町村で実施 ・前橋市(郵便局) ・越前町(銀行) ・守谷市(成人式会場) ・鳴門市(3歳児検診会場) ・栗原市(商業施設) 等		・伊勢崎市(転入届出時) ・都城市 (児童手当の初回申請時) ・福島市(税申告相談時) 等	
			・川崎市(企業) ・佐賀市(公民館) ・神戸市(商業施設) ・酒田市(病院) ・杉並区(確定申告会場) ・都城市(携帯ショップ) 等	

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政府決定（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）により、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始し、令和4年度中には概ね全ての医療機関での利用環境の整備を目指すこととされた。また、これを踏まえ、令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し普及を進めていくこととされた。

地方公共団体におかれては、円滑なカード取得の推進のため、以下の取組をお願いしたい。

1. 市町村職員・都道府県職員によるカード取得

- ・都道府県・市町村の共済支部・人事課が協力し、職場単位での申請取りまとめ、カード取得状況把握、申請勧奨を行うことで、職員のマイナンバーカード取得を計画的に進め、本年度中に被扶養者を含め共済組合員のカードの一斉取得を推進
- ・市町村の住民担当課において、必要に応じ、都道府県・市町村職員によるカード取得のための出張申請受付を実施

2. 来庁者への申請勧奨・申請受付

- ・市町村の庁舎入口に案内板・案内のための職員を設置し、全ての来庁者に対して、カードの申請勧奨・申請窓口への誘導を実施
- ・転入手続や児童手当の認定、国保加入といった行政手続の際に、手続担当課から来庁者にカードの申請勧奨・申請窓口への誘導を実施

→市町村の住民担当課において申請用の顔写真撮影を実施。身分証を携帯しておらず、本人確認が行えない場合には、オンライン申請のサポート等の申請支援を実施

円滑なカード取得に向けて取り組んでいただきたい事項

3. 出張申請受付の実施

- ・市町村の住民担当課において、庁内他部局や都道府県・警察、国の機関、地元企業や病院、自治会、商業施設等に出張して行う申請受付を、調整が整った相手先から順次展開（事前の調整・準備については平成31年1月配布のガイドブックを活用）

※ 出張申請受付等のモデル事業を本年8月以降予定している国の機関は別紙のとおり

4. 住民への周知広報

- ・市町村の住民担当課や都道府県・市町村の国保担当課等において、マイナンバーカードの健康保険証等への利活用拡大について広報を実施。広報紙等での周知のほか、本年8月以降、内閣官房から提供予定の広報素材を活用し、窓口や公有施設等でのポスター掲示等による周知広報

5. 交付円滑化計画の策定・進捗管理

- ・市町村の住民担当課において、本年8月を目途に国が策定する工程表・交付枚数想定を踏まえ、各自治体の交付枚数の想定や、それに対応するための土日開庁や臨時窓口設置、出張申請受付を含む交付体制増強のスケジュール等を定めた交付円滑化計画を市町村毎に策定し、月単位で進捗を管理

※ 臨時窓口の設置や出張申請受付に要する経費については、個人番号カード交付事務費補助金で措置予定

6. 健康保険証としての利用のための初期設定支援（令和2年度以降予定）

- ・市町村の国保担当課等が住民担当課と協力して、窓口等に端末を設置し、マイナンバーカード取得者がマイナポータルを通じて健康保険証として利用するための初期設定を支援

※ 上記のほか、円滑なマイナンバーカード・電子証明書の更新のため、市町村の住民担当課において、転入時の住民票記載手続等と併せて、確実にカードの記載事項変更や電子証明書更新を実施

※ 都道府県の市町村担当課において、上記の市町村の取組について必要な助言・情報提供

(別紙) 出張申請受付等のモデル事業を予定している国の機関

1. ハローワーク

- ・ ハローワークにおいて、雇用保険受給説明会にあわせたマイナンバーカード交付申請窓口の設置等をモデル事業として実施

2. 運転免許センター等

- ・ 運転免許センター等において、運転免許証の更新手続きの際に、免許証用の写真を活用するなどしてマイナンバーカードの交付申請を市町村が受け付けるモデル事業を実施

3. 地方出入国在留管理局

- ・ 地方出入国在留管理局において、来庁する外国人に対して、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、特に中長期在留外国人が多い地方出入国在留管理局において、所在地市町村と連携して申請支援を行うモデル事業を実施

※ モデル事業にご協力頂ける市町村は、総務省住民制度課までご連絡ください

※ 上記のモデル事業のほか、全国の税務署において、確定申告等の機会に申請窓口の設置等を行う

※ 国の機関のほか、病院や介護施設、学校、郵便局等においても出張申請サービス等を推進

- マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業等において必要な手続が円滑に進むよう検討を行うため、令和元年7月31日に「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」(局長級会議)及び「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議幹事会」(課長級会議)を設置。
- 今後、概ね下記のスケジュールを念頭に、業所管官庁毎に工程表を作成し、全業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用について要請を行うとともに、説明会を開催すること等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。全業所管官庁等の取組についてはアンケート調査等による定期的なフォローアップを実施。
- 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)を踏まえた各種施策の推進に当たり、上記の機会を積極的に活用。
- 主要経済団体等についても同様の取組を行う。

2019年度(令和元年度)			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)
7～9月	10～12月	1～3月				
7月 局長級会議・課長級会議 設置	9月頃 局長級会議・課長級会議	年内 要請の実施	3月頃 局長級会議・課長級会議	3月頃 局長級会議・課長級会議	3月頃 局長級会議・課長級会議	進捗状況等に応じた対応
		左のフォローアップ	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	
			普及状況のフォローアップ	普及状況のフォローアップ	普及状況のフォローアップ	

- マイナンバーカードの普及に向けた各種の取組みの前提として、国は率先してカードの取得促進のための広報を実施。
- 今後、あらゆる広報媒体を活用してカードの利便性や安全性への理解促進に取り組む。

1. 政府広報の積極的活用



政府広報を積極的に活用し、テレビCM、新聞記事等を通じて、国民への呼びかけを継続的に展開。

2. 業所管官庁や地方公共団体等を通じた広報の展開



ポスター・リーフレット等を各業所管官庁や地方公共団体等を通じて積極的に配布。各分野の事業者や関係団体等の協力も得ながら、国民に広く周知。

3. 多様なマスメディアを活用した広報



幅広い世代（ビジネス層、子育て世代、若者世代）に向けて、動画放映、雑誌広告、WEBサイト記事等の多様なマスメディアを活用した広報を展開。

① 政府広報の積極的活用

○ 政府広報を積極的に活用し、テレビCM、新聞記事等を通じて、国民への呼びかけを継続的に展開。

※2019年3月には、俳優の高橋英樹さんとSKE48の須田亜香里さんを起用して、「マイナンバーカード」の広報キャンペーン（TVCM、新聞記事下、WEB動画、バナー広告、ラジオ番組での解説等）を実施したところ。



▲TVCM
(地上波・BS H31/3/14-29、R1/5/25-31)



▲新聞記事下7段
(H31/3/16 全国71紙掲載)



▲インターネットバナー広告
(H31/3/18-29)



▲WEB動画
(H31/3/18-29)

② 各業所管官庁や地方公共団体等を通じた広報の展開

- ポスター・リーフレット等を各業所管官庁や地方公共団体等を通じて積極的に配布。各分野の事業者や関係団体等の協力も得ながら、国民に広く周知。

本年9月以降、以下のポスター・リーフレットを各府省、地方公共団体へ配布予定。

**これからは手放せない！
マイナンバーカード**

おもて面にあなたの顔写真入り！
「**身元証明書**」
として使えるよ！

うら面にICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「**電子証明書**」
が入っているよ！

くらしを便利に！ マイナンバーカード！

- 身元証明書**になる！
ライブ会場の入場、
席の予約、会員登録
などに使える！
- 各種証明書をコンビ
で取得できる！
全部のコンビニで、住民票の
写しや世帯証明などが取得
できる！
※一部コンビニを除く（※詳細は各店舗要）
※平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30
- ポイントで
買い物ができる！**
地域の商店やオンラインで
お買い物に使える！
※2020年度
実施予定！
- 健康保険証
として使える！**
2021年3月（予定）からスタート！
ビッとかざすだけでOK！
とっても便利に！
- スマホ・パソコンでラクラク！**
・オンラインで確定申告ができる。
・子育てをはじめとする行政手続きができる。
・健診結果や医療費が確認できる（予定）。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

※一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
※マイナンバーカードと同様、
他人に譲渡してはいけません。
※マイナンバーカードはマイナンバーカードを利用する
ために必要な大事なもののひとつです。
※マイナンバーカードはマイナンバーカードとマイナンバーカード
※マイナンバーカードはマイナンバーカードとマイナンバーカード

※マイナンバーカードはマイナンバーカードとマイナンバーカード
※マイナンバーカードはマイナンバーカードとマイナンバーカード

▲ポスター「これからは手放せない！ マイナンバーカード」

マイナンバーカードとは？

4つの申請方法の手順はこちら！

スマートフォン

- ① スマホで顔写真撮影
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請用WEBサイトのURLが送られてきたら、画面に表示されたQRコードを読み取る

パソコン

- ① カメラとマイクが搭載されたパソコンを用意
- ② 申請用WEBサイトにアクセスし、顔写真撮影
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請用WEBサイトのURLが送られてきたら、画面に表示されたQRコードを読み取る

証明用写真機

- ① 証明用写真機で顔写真撮影
- ② 証明用写真機で交付申請書のQRコードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請用WEBサイトのURLが送られてきたら、画面に表示されたQRコードを読み取る

マイナンバーカードの活用

マイナンバーカードの活用は、さまざまな場面で活用できます。例えば、住民票の写しや世帯証明などの取得、ポイントでの買い物、健康保険証としての活用などです。

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請方法は、スマートフォン、パソコン、証明用写真機、マイナンバーカードの活用などがあります。

マイナンバーカードの活用

マイナンバーカードの活用は、さまざまな場面で活用できます。例えば、住民票の写しや世帯証明などの取得、ポイントでの買い物、健康保険証としての活用などです。

▲リーフレット「つくってみよう！ マイナンバーカード」

持ち歩き方

マイナンバーカードの持ち歩き方は、以下の通りです。

提示方法

マイナンバーカードの提示方法は、以下の通りです。

確認番号

マイナンバーカードの確認番号は、以下の通りです。

マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードの安全性は、以下の通りです。

マイナンバーカードの活用

マイナンバーカードの活用は、さまざまな場面で活用できます。例えば、住民票の写しや世帯証明などの取得、ポイントでの買い物、健康保険証としての活用などです。

▲リーフレット「持ち歩いて大丈夫！ マイナンバーカードの安全性」

③ 多様なマスメディアを活用した広報の展開

○ 幅広い世代(ビジネス層、子育て世代、若者世代)に向けて、動画放映、雑誌広告、WEBサイト記事等の多様なマスメディアを活用した広報を順次実施。

年内に以下の動画放映、雑誌広告、WEBサイト記事掲載を実施予定。

動画放映

◆放映場所・放映回数(予定・一部調整中)

- ①大型商業施設
東京、大阪、名古屋等計8都市で放映
15秒、3～4回/時間
- ②病院・診療所
対象1,301か所/889施設
15秒、約4回/時間(約32回/日)
- ③薬局
対象780か所/766施設
15秒、約6回/時間(約48回/日)
- ④ショッピングモール
15秒、200店舗
- ⑤車内広告
15秒、メトロ全線



◆放映期間(予定・一部調整中)

- ①大型商業施設 19年10月(1か月間)
- ②病院・診療所 19年11月(1か月間)
- ③薬局 19年11月(1か月間)
- ④ショッピングモール 19年12月(2週間)
- ⑤車内広告 19年12月(1週間)

雑誌広告

◆掲載雑誌・時期(予定)

- 『日経ビジネス』
9/27,10/25,11/29
- 『赤ちゃん和妈妈』
9/25,10/25,11/25
- 『mini』
10/1,11/1,12/1



WEBサイト

◆掲載サイト・掲載時期(予定)

- 『東洋経済オンライン』
9/27～10/24
- 『たまひよ』 9/30～10/27
- 『Studyplus』 10/1～10/28

